

# 職業訓練基準の改正について

## 主な改正内容

### 1. ビジネス関連分野及びデザイン関連分野の訓練科について、訓練基準(教科の内容及び訓練時間数の配分等)の変更を行う。(規則別表第2)

ホワイトカラーの訓練科及び接客を行う訓練科を中心として、基礎的なコミュニケーション能力の不足が目立つことから、この能力を習得できるよう以下の訓練科に学科(コミュニケーション概論)と実技(コミュニケーション実習)を組み合わせる追加する。

- オフィスビジネス系・・・訓練期間1年。一般的な事務及びOA機器の操作における技能・知識を習得する訓練科  
＜対象科＞電話交換科、経理事務科、一般事務科、OA事務科、貿易事務科
- 流通ビジネス系・・・訓練期間1年。商品の販売に関する接客及び商品の販売事務における技能・知識を習得する訓練科  
＜対象化科＞ショップマネジメント科、流通マネジメント科
- 接客サービス系・・・接客サービス業務及びこれに必要なOA機器等の取扱いにおける技能・知識を習得する訓練科  
＜対象科＞ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科

デザイン関連分野における知的財産権(著作権、意匠権等)がより重要となっているため、この知識を習得できるよう以下の訓練科に学科(関係法規)を追加する。

- デザイン系・・・訓練期間1年。デザインにおける技能・知識を習得する訓練科  
＜対象科＞工業デザイン科、商業デザイン科

写真等の画像加工技術がアナログからデジタルへ移行しつつあること、汎用パソコンを利用して印刷・製本を行う技術が主流となっているため、これらの能力を習得できるよう以下の訓練科に学科(コンピュータ概論)と実技(コンピュータ操作基本実習)を組み合わせる追加する。

- 印刷・製本系・・・訓練期間1年。製版、印刷及び製本における技能・知識を習得する訓練科  
＜対象科＞製版科、印刷科、製本科

## 主な改正内容

### 2. 環境関連技術やエネルギーの効率的な利用に関する技術と電気分野の技術・技能を持つ高度な人材を育成するため、電気エネルギー制御分野における訓練科を新設する。(規則別表第6及び別表第7)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)及び平成22年3月12日閣議決定「地球温暖化対策基本法案」等により、より一層の温室効果ガスの排出削減及びエネルギーの使用の効率化(省エネ化)が求められている。また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、140万人の環境分野の新雇用を目標とするとともに、成長産業を中心に、必要な能力を備えた人材の育成・定着を着実に推進することとされている。



環境関連技術や省エネ化技術に精通した技術者の育成ニーズが増しつつあり、環境関連技術や省エネ化技術をより効果的に導入するには、関係する電気分野の技術にも精通している人材が必要であることから、これらの技術を一体的に習得するため、専門課程及び応用課程の高度職業訓練に以下の訓練科を新設する。

○専門課程に「電気エネルギー制御科」、応用課程に「生産電気システム技術科」をそれぞれ新設するとともに、必要な訓練基準を定める。

### 3. 「製版・印刷科」、「広告美術科」、「デザイン科」及び「貿易事務科」の職業訓練指導員試験について学科試験の科目の内容の改正を行う。(規則別表第11)

「製版・印刷科」の職業訓練指導員試験の学科試験の科目(指導方法及び関連学科(系基礎学科、専攻学科))のうち、関連学科の専攻学科の一部を改正。

○写真等の画像加工技術がアナログからデジタルに移行しつつある → 専攻学科のうち②写真理論に「デジタル画像」を追加。

「広告美術科」、「デザイン科」及び「貿易事務科」の学科試験の科目(指導方法及び関連学科(系基礎学科、専攻学科))について、近年の産業動向に合わせた技術・技能又は表現に改正。